

令和3年度 津市地域防災計画（風水害等対策編）の修正箇所一覧表（案）

No.	頁	行	旧	新																											
1	5	表中	第1編 総則 第2章 防災関係機関 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱（略） 1 地方公共団体 <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>市</td><td>(1)～(6)（略） (7) <u>消防団及び自主防災組織等の育成及び強化</u> (8)～(9)（略） (10) 地域住民に対する<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)</u> (11)～(21)（略）</td></tr><tr><td>市消防</td><td>(1)～(4)（略） (新設)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> <tr><td>2</td><td>25</td><td>5</td><td> 第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第3節 土砂災害等予防計画 2 土砂災害対策 (1) 土砂災害に関する情報の把握（危機管理部） 津地方気象台と三重県が共同で発表する土砂災害警戒情報や、三重県土砂災害情報提供システム等により土砂災害の危険度情報を把握するとともに、監視を行います。 また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集し、防災活動や住民等への<u>避難勧告等</u>の判断材料として活用します。 (2) 情報伝達体制（危機管理部、政策財務部） <tr><td></td><td></td><td></td><td> 第1編 総則 第2章 防災関係機関 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱（略） 1 地方公共団体 <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>市</td><td>(1)～(6)（略） (7) 自主防災組織等の育成及び強化 (8)～(9)（略） (10) 地域住民に対する<u>避難情報の発令</u> (11)～(21)（略）</td></tr><tr><td>市消防</td><td>(1)～(4)（略） (5) <u>消防団及び自主防災組織の育成及び強化</u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table><tr><td></td><td></td><td></td><td> 第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第3節 土砂災害等予防計画 2 土砂災害対策 (1) 土砂災害に関する情報の把握（危機管理部） 津地方気象台と三重県が共同で発表する土砂災害警戒情報や、三重県土砂災害情報提供システム等により土砂災害の危険度情報を把握するとともに、監視を行います。 また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集し、防災活動や住民等への<u>避難情報発令</u>の判断材料として活用します。 (2) 情報伝達体制（危機管理部、政策財務部） </td></tr></td></tr></td></tr>	機関名	処理すべき事務又は業務	市	(1)～(6)（略） (7) <u>消防団及び自主防災組織等の育成及び強化</u> (8)～(9)（略） (10) 地域住民に対する <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)</u> (11)～(21)（略）	市消防	(1)～(4)（略） (新設)	(略)		2	25	5	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第3節 土砂災害等予防計画 2 土砂災害対策 (1) 土砂災害に関する情報の把握（危機管理部） 津地方気象台と三重県が共同で発表する土砂災害警戒情報や、三重県土砂災害情報提供システム等により土砂災害の危険度情報を把握するとともに、監視を行います。 また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集し、防災活動や住民等への<u>避難勧告等</u>の判断材料として活用します。 (2) 情報伝達体制（危機管理部、政策財務部） <tr><td></td><td></td><td></td><td> 第1編 総則 第2章 防災関係機関 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱（略） 1 地方公共団体 <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>市</td><td>(1)～(6)（略） (7) 自主防災組織等の育成及び強化 (8)～(9)（略） (10) 地域住民に対する<u>避難情報の発令</u> (11)～(21)（略）</td></tr><tr><td>市消防</td><td>(1)～(4)（略） (5) <u>消防団及び自主防災組織の育成及び強化</u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table><tr><td></td><td></td><td></td><td> 第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第3節 土砂災害等予防計画 2 土砂災害対策 (1) 土砂災害に関する情報の把握（危機管理部） 津地方気象台と三重県が共同で発表する土砂災害警戒情報や、三重県土砂災害情報提供システム等により土砂災害の危険度情報を把握するとともに、監視を行います。 また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集し、防災活動や住民等への<u>避難情報発令</u>の判断材料として活用します。 (2) 情報伝達体制（危機管理部、政策財務部） </td></tr></td></tr>				第1編 総則 第2章 防災関係機関 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱（略） 1 地方公共団体 <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>市</td><td>(1)～(6)（略） (7) 自主防災組織等の育成及び強化 (8)～(9)（略） (10) 地域住民に対する<u>避難情報の発令</u> (11)～(21)（略）</td></tr><tr><td>市消防</td><td>(1)～(4)（略） (5) <u>消防団及び自主防災組織の育成及び強化</u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> <tr><td></td><td></td><td></td><td> 第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第3節 土砂災害等予防計画 2 土砂災害対策 (1) 土砂災害に関する情報の把握（危機管理部） 津地方気象台と三重県が共同で発表する土砂災害警戒情報や、三重県土砂災害情報提供システム等により土砂災害の危険度情報を把握するとともに、監視を行います。 また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集し、防災活動や住民等への<u>避難情報発令</u>の判断材料として活用します。 (2) 情報伝達体制（危機管理部、政策財務部） </td></tr>	機関名	処理すべき事務又は業務	市	(1)～(6)（略） (7) 自主防災組織等の育成及び強化 (8)～(9)（略） (10) 地域住民に対する <u>避難情報の発令</u> (11)～(21)（略）	市消防	(1)～(4)（略） (5) <u>消防団及び自主防災組織の育成及び強化</u>	(略)					第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第3節 土砂災害等予防計画 2 土砂災害対策 (1) 土砂災害に関する情報の把握（危機管理部） 津地方気象台と三重県が共同で発表する土砂災害警戒情報や、三重県土砂災害情報提供システム等により土砂災害の危険度情報を把握するとともに、監視を行います。 また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集し、防災活動や住民等への<u>避難情報発令</u>の判断材料として活用します。 (2) 情報伝達体制（危機管理部、政策財務部）
機関名	処理すべき事務又は業務																														
市	(1)～(6)（略） (7) <u>消防団及び自主防災組織等の育成及び強化</u> (8)～(9)（略） (10) 地域住民に対する <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)</u> (11)～(21)（略）																														
市消防	(1)～(4)（略） (新設)																														
(略)																															
2	25	5	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第3節 土砂災害等予防計画 2 土砂災害対策 (1) 土砂災害に関する情報の把握（危機管理部） 津地方気象台と三重県が共同で発表する土砂災害警戒情報や、三重県土砂災害情報提供システム等により土砂災害の危険度情報を把握するとともに、監視を行います。 また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集し、防災活動や住民等への<u>避難勧告等</u>の判断材料として活用します。 (2) 情報伝達体制（危機管理部、政策財務部） <tr><td></td><td></td><td></td><td> 第1編 総則 第2章 防災関係機関 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱（略） 1 地方公共団体 <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>市</td><td>(1)～(6)（略） (7) 自主防災組織等の育成及び強化 (8)～(9)（略） (10) 地域住民に対する<u>避難情報の発令</u> (11)～(21)（略）</td></tr><tr><td>市消防</td><td>(1)～(4)（略） (5) <u>消防団及び自主防災組織の育成及び強化</u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table><tr><td></td><td></td><td></td><td> 第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第3節 土砂災害等予防計画 2 土砂災害対策 (1) 土砂災害に関する情報の把握（危機管理部） 津地方気象台と三重県が共同で発表する土砂災害警戒情報や、三重県土砂災害情報提供システム等により土砂災害の危険度情報を把握するとともに、監視を行います。 また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集し、防災活動や住民等への<u>避難情報発令</u>の判断材料として活用します。 (2) 情報伝達体制（危機管理部、政策財務部） </td></tr></td></tr>				第1編 総則 第2章 防災関係機関 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱（略） 1 地方公共団体 <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>市</td><td>(1)～(6)（略） (7) 自主防災組織等の育成及び強化 (8)～(9)（略） (10) 地域住民に対する<u>避難情報の発令</u> (11)～(21)（略）</td></tr><tr><td>市消防</td><td>(1)～(4)（略） (5) <u>消防団及び自主防災組織の育成及び強化</u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> <tr><td></td><td></td><td></td><td> 第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第3節 土砂災害等予防計画 2 土砂災害対策 (1) 土砂災害に関する情報の把握（危機管理部） 津地方気象台と三重県が共同で発表する土砂災害警戒情報や、三重県土砂災害情報提供システム等により土砂災害の危険度情報を把握するとともに、監視を行います。 また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集し、防災活動や住民等への<u>避難情報発令</u>の判断材料として活用します。 (2) 情報伝達体制（危機管理部、政策財務部） </td></tr>	機関名	処理すべき事務又は業務	市	(1)～(6)（略） (7) 自主防災組織等の育成及び強化 (8)～(9)（略） (10) 地域住民に対する <u>避難情報の発令</u> (11)～(21)（略）	市消防	(1)～(4)（略） (5) <u>消防団及び自主防災組織の育成及び強化</u>	(略)					第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第3節 土砂災害等予防計画 2 土砂災害対策 (1) 土砂災害に関する情報の把握（危機管理部） 津地方気象台と三重県が共同で発表する土砂災害警戒情報や、三重県土砂災害情報提供システム等により土砂災害の危険度情報を把握するとともに、監視を行います。 また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集し、防災活動や住民等への<u>避難情報発令</u>の判断材料として活用します。 (2) 情報伝達体制（危機管理部、政策財務部）												
			第1編 総則 第2章 防災関係機関 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱（略） 1 地方公共団体 <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務</th></tr><tr><td>市</td><td>(1)～(6)（略） (7) 自主防災組織等の育成及び強化 (8)～(9)（略） (10) 地域住民に対する<u>避難情報の発令</u> (11)～(21)（略）</td></tr><tr><td>市消防</td><td>(1)～(4)（略） (5) <u>消防団及び自主防災組織の育成及び強化</u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> <tr><td></td><td></td><td></td><td> 第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第3節 土砂災害等予防計画 2 土砂災害対策 (1) 土砂災害に関する情報の把握（危機管理部） 津地方気象台と三重県が共同で発表する土砂災害警戒情報や、三重県土砂災害情報提供システム等により土砂災害の危険度情報を把握するとともに、監視を行います。 また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集し、防災活動や住民等への<u>避難情報発令</u>の判断材料として活用します。 (2) 情報伝達体制（危機管理部、政策財務部） </td></tr>	機関名	処理すべき事務又は業務	市	(1)～(6)（略） (7) 自主防災組織等の育成及び強化 (8)～(9)（略） (10) 地域住民に対する <u>避難情報の発令</u> (11)～(21)（略）	市消防	(1)～(4)（略） (5) <u>消防団及び自主防災組織の育成及び強化</u>	(略)					第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第3節 土砂災害等予防計画 2 土砂災害対策 (1) 土砂災害に関する情報の把握（危機管理部） 津地方気象台と三重県が共同で発表する土砂災害警戒情報や、三重県土砂災害情報提供システム等により土砂災害の危険度情報を把握するとともに、監視を行います。 また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集し、防災活動や住民等への<u>避難情報発令</u>の判断材料として活用します。 (2) 情報伝達体制（危機管理部、政策財務部）																
機関名	処理すべき事務又は業務																														
市	(1)～(6)（略） (7) 自主防災組織等の育成及び強化 (8)～(9)（略） (10) 地域住民に対する <u>避難情報の発令</u> (11)～(21)（略）																														
市消防	(1)～(4)（略） (5) <u>消防団及び自主防災組織の育成及び強化</u>																														
(略)																															
			第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第3節 土砂災害等予防計画 2 土砂災害対策 (1) 土砂災害に関する情報の把握（危機管理部） 津地方気象台と三重県が共同で発表する土砂災害警戒情報や、三重県土砂災害情報提供システム等により土砂災害の危険度情報を把握するとともに、監視を行います。 また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集し、防災活動や住民等への<u>避難情報発令</u>の判断材料として活用します。 (2) 情報伝達体制（危機管理部、政策財務部）																												

No.	頁	行	旧	新
			土砂災害発生の前兆現象を確認した時や、三重県土砂災害情報提供システム等により、土砂災害発生の危険が高まっていることを確認した場合は、土砂災害の<u>避難勧告</u>等発令の判断基準に基づき、必要に応じて次の伝達方法を用いて<u>避難勧告等</u>を伝達します。 ア～コ（略） (3)（略） 3 土砂災害警戒区域への対策 (1)（略） (2) 情報の収集（危機管理部） 津地方気象台と三重県が発表する土砂災害警戒情報や、三重県土砂災害情報提供システム等により、警戒区域ごとの土砂災害危険度情報の監視を行い、状況を把握します。 また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集・分析し、迅速な住民等への<u>避難勧告等</u>の判断材料として活用します。 (3) 警戒避難体制の整備（建設部、農林水産部、消防本部、各総合支所） ア 警戒体制の整備 (ア)（略） (イ) 監視体制 土砂災害警戒情報が発表された後、三重県土砂災害情報提供システムにおいて、土砂災害危険度が<u>橙色（警戒）</u>となった地域を特定し、消防本部・消防団による危険箇所の巡視を行います。 （略） (ウ)（略） イ（略） (4) 住民への避難支援等（危機管理部） （略）	土砂災害発生の前兆現象を確認した時や、三重県土砂災害情報提供システム等により、土砂災害発生の危険が高まっていることを確認した場合は、土砂災害の<u>避難情報</u>等発令の判断基準に基づき、必要に応じて次の伝達方法を用いて<u>避難情報</u>を伝達します。 ア～コ（略） (3)（略） 3 土砂災害警戒区域への対策 (1)（略） (2) 情報の収集（危機管理部） 津地方気象台と三重県が発表する土砂災害警戒情報や、三重県土砂災害情報提供システム等により、警戒区域ごとの土砂災害危険度情報の監視を行い、状況を把握します。 また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集・分析し、迅速な住民等への<u>避難情報発令</u>の判断材料として活用します。 (3) 警戒避難体制の整備（建設部、農林水産部、消防本部、各総合支所） ア 警戒体制の整備 (ア)（略） (イ) 監視体制 土砂災害警戒情報が発表された後、三重県土砂災害情報提供システムにおいて、土砂災害危険度が<u>薄紫色（非常に危険）</u>となった地域を特定し、消防本部・消防団による危険箇所の巡視を行います。 （略） (ウ)（略） イ（略） (4) 住民への避難支援等（危機管理部） （略）

No.	頁	行	旧	新
			ア (略) イ 住民による避難 (略) (ア) (略) (イ) <u>避難勧告等</u> による避難 市から <u>避難勧告等</u> の発令があった場合は、あらかじめ定められた指定緊急避難場所等に避難する立ち退き避難（水平避難）を基本としますが、立ち退き避難する余裕がない場合や、立ち退き避難が危険な状況である場合には、急傾斜地等の反対側の上階に屋内避難（垂直避難）することとします。 (ウ)～(エ) (略) (5)(6) (略)	ア (略) イ 住民による避難 (略) (ア) (略) (イ) <u>避難情報</u> による避難 市から <u>避難情報</u> の発令があった場合は、あらかじめ定められた指定緊急避難場所等に避難する立ち退き避難（水平避難）を基本としますが、立ち退き避難する余裕がない場合や、立ち退き避難が危険な状況である場合には、急傾斜地等の反対側の上階に屋内避難（垂直避難）することとします。 (ウ)～(エ) (略) (5)(6) (略)
3	47	2	第2章 地域防災力の育成 第2節 防災訓練の実施 1 防災訓練の実施 (1) (略) (2) 訓練の種類 ア (略) イ 市及び市内防災関係機関が主体（危機管理部、消防本部） (ア)～(ウ) (略) (エ) 避難訓練 風水害、土砂災害の避難訓練においては、 <u>避難勧告等</u> に伴う居住者に求められる行動を考慮した避難訓練を実施します。 (オ) (カ) (略) ウエ (略)	第2章 地域防災力の育成 第2節 防災訓練の実施 1 防災訓練の実施 (1) (略) (2) 訓練の種類 ア (略) イ 市及び市内防災関係機関が主体（危機管理部、消防本部） (ア)～(ウ) (略) (エ) 避難訓練 風水害、土砂災害の避難訓練においては、 <u>避難情報の発令</u> に伴う居住者に求められる行動を考慮した避難訓練を実施します。 (オ) (カ) (略) ウエ (略)

No.	頁	行	旧	新
4	57	27	第7節 災害時における要配慮者への対策 2 避難行動要支援者への支援（健康福祉部、危機管理部、市民部） (1)(2)（略） (3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理（略） ア～エ（略） オ 避難行動要支援者の円滑な避難のための情報伝達の配慮 避難支援等関係者が、名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、<u>避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告等の発令及び伝達に当たっては、以下のことに配慮するものとします。</u> (ア)～(ウ)（略） カ（略） キ 避難行動要支援者の避難行動支援に係る計画 (ア)（略） (イ) <u>個別計画</u> <u>全体計画に基づき、避難支援等関係者は避難行動要支援者個々の避難計画を作成するものとし、市はその支援を行います。</u> <u>なお、個別計画の作成に当たっては、避難支援等関係者は個人情報の取り扱いについて十分配慮するものとします。</u>	第7節 災害時における要配慮者への対策 2 避難行動要支援者への支援（健康福祉部、危機管理部、市民部） (1)(2)（略） (3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理（略） ア～エ（略） オ 避難行動要支援者の円滑な避難のための情報伝達の配慮 避難支援等関係者が、名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、<u>高齢者等避難及び避難指示の発令及び伝達に当たっては、以下のことに配慮するものとします。</u> (ア)～(ウ)（略） カ（略） キ 避難行動要支援者の避難行動支援に係る計画 (ア)（略） (イ) <u>個別避難計画</u> <u>市は、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成に努めることとし、作成については当該避難行動要支援者の同意を得ることとします。</u> <u>また、個別避難計画情報の提供については、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において特に必要がある場合を除き、原則、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得ることとします。</u> <u>なお、個別避難計画情報の提供を受けた者若しくは当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者等は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</u>

No.	頁	行	旧	新															
5	61	8	第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第1節 防災施設の限界と避難開始の時期 3 避難開始の基準の設定（危機管理部） 防災施設の管理者は、「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」、「<u>避難勧告</u>」、「<u>避難指示（緊急）</u>」、「<u>災害発生情報</u>」の4段階により避難開始の基準を設定するように努めます。 〔<u>避難勧告等と居住者に求められる行動の関係</u>〕 <table><tr><td></td><td>居住者等に求められる行動</td></tr><tr><td>〔警戒レベル3〕 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u></td><td> ・避難に時間の掛かる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 ・その他の人は立ち退き避難の準備（※）を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。 ※具体的には、家族等との連絡、非常用持出品の用意等の準備</td></tr><tr><td>〔警戒レベル4〕 <u>避難勧告</u> <u>避難指示（緊急）</u></td><td> ・指定緊急避難場所等への立ち退きを基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「<u>近隣の安全な場所</u>」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「<u>屋内安全確保（※）</u>」を行う。 ※自宅に留まる「待避」や屋内の2階以上に移動する「<u>垂直避難の行動</u>」 ＜市町村から避難指示（緊急）が発令された場合＞ ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊 </td></tr></table>		居住者等に求められる行動	〔警戒レベル3〕 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	・避難に時間の掛かる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 ・その他の人は立ち退き避難の準備（※）を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。 ※具体的には、家族等との連絡、非常用持出品の用意等の準備	〔警戒レベル4〕 <u>避難勧告</u> <u>避難指示（緊急）</u>	・指定緊急避難場所等への立ち退きを基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「<u>近隣の安全な場所</u>」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「<u>屋内安全確保（※）</u>」を行う。 ※自宅に留まる「待避」や屋内の2階以上に移動する「 <u>垂直避難の行動</u> 」 ＜市町村から避難指示（緊急）が発令された場合＞ ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊	第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第1節 防災施設の限界と避難開始の時期 3 避難開始の基準の設定（危機管理部） 防災施設の管理者は、「<u>〔警戒レベル3〕高齢者等避難</u>」、「<u>〔警戒レベル4〕避難指示</u>」、「<u>〔警戒レベル5〕緊急安全確保</u>」の3段階により避難開始の基準を設定するように努めます。 〔<u>避難情報と居住者等に求められる行動の関係</u>〕 <table><tr><td><u>避難情報</u></td><td><u>発令時の状況</u></td><td>居住者等に求められる行動</td></tr><tr><td>〔警戒レベル3〕 <u>高齢者等避難</u></td><td><u>災害が発生するおそれがある状況</u></td><td> <u>高齢者等避難が発令された際には、高齢者や障がい者等、避難に時間を要する人は危険な場所から避難する。</u> <u>具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで「屋内安全確保」することも可能。</u> <u>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。</u> </td></tr><tr><td>〔警戒レベル4〕 <u>避難指示</u></td><td><u>災害が発生するおそれが高い状況</u></td><td> <u>避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する。</u> <u>具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで「屋内安全確保」することも可能。</u> </td></tr></table>	<u>避難情報</u>	<u>発令時の状況</u>	居住者等に求められる行動	〔警戒レベル3〕 <u>高齢者等避難</u>	<u>災害が発生するおそれがある状況</u>	<u>高齢者等避難が発令された際には、高齢者や障がい者等、避難に時間を要する人は危険な場所から避難する。</u> <u>具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで「屋内安全確保」することも可能。</u> <u>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。</u>	〔警戒レベル4〕 <u>避難指示</u>	<u>災害が発生するおそれが高い状況</u>	<u>避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する。</u> <u>具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで「屋内安全確保」することも可能。</u>
	居住者等に求められる行動																		
〔警戒レベル3〕 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	・避難に時間の掛かる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 ・その他の人は立ち退き避難の準備（※）を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。 ※具体的には、家族等との連絡、非常用持出品の用意等の準備																		
〔警戒レベル4〕 <u>避難勧告</u> <u>避難指示（緊急）</u>	・指定緊急避難場所等への立ち退きを基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「<u>近隣の安全な場所</u>」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「<u>屋内安全確保（※）</u>」を行う。 ※自宅に留まる「待避」や屋内の2階以上に移動する「 <u>垂直避難の行動</u> 」 ＜市町村から避難指示（緊急）が発令された場合＞ ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊																		
<u>避難情報</u>	<u>発令時の状況</u>	居住者等に求められる行動																	
〔警戒レベル3〕 <u>高齢者等避難</u>	<u>災害が発生するおそれがある状況</u>	<u>高齢者等避難が発令された際には、高齢者や障がい者等、避難に時間を要する人は危険な場所から避難する。</u> <u>具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで「屋内安全確保」することも可能。</u> <u>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。</u>																	
〔警戒レベル4〕 <u>避難指示</u>	<u>災害が発生するおそれが高い状況</u>	<u>避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する。</u> <u>具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで「屋内安全確保」することも可能。</u>																	

No.	頁	行	旧	新
			<u>急に避難する。</u> ・指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。	
			〔警戒レベル5〕 <u>災害発生情報</u> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。	〔警戒レベル5〕 <u>緊急安全確保</u> <u>災害が発生又は切迫している状況</u> <u>緊急安全確保が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する。</u> <u>具体的にとるべき行動は、「緊急安全確保」である。</u>
			4 判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部） 法第 60 条及び津市<u>避難勧告等</u>の判断・伝達マニュアルに基づき、市長は、<u>避難勧告等</u>の発令を行うものとします。 また、<u>避難勧告等</u>の発令に当たっては、避難情報と居住者等がとるべき行動の関係を直感的に理解しやすいものにするため、警戒レベルを付して発令します。 なお、<u>避難勧告等</u>の発令対象地区については、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを更新し公表しているものの、基本的には「第一段階」として「計画規模の降雨」を前提とした浸水想定区域を「<u>避難勧告等発令対象地区</u>」としますが、その河川流域において計画規模の降雨量を超える雨量を予測又は観測した場合や、破堤・越水を確認した場合は「第二段階」（「想定最大規模の降雨」を前提とした浸水想定区域を「<u>避難勧告等発令対象地区</u>」とする）とし、対象地区へ「<u>避難指示（緊急）</u>」、「<u>災害発生情報</u>」をそれぞれ発令します。 (1) <u>避難勧告等</u>の発令の判断基準等 ア 水防法に基づく洪水予報河川及び水位周知河川ごとの<u>避難勧告等</u>発令基準	4 判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部） 法第 60 条及び津市<u>避難情報発令</u>の判断・伝達マニュアルに基づき、市長は、<u>避難情報</u>の発令を行うものとします。 また、<u>避難情報</u>の発令に当たっては、避難情報と居住者等がとるべき行動の関係を直感的に理解しやすいものにするため、警戒レベルを付して発令します。 なお、<u>避難情報</u>の発令対象地区については、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを更新し公表しているものの、基本的には「第一段階」として「計画規模の降雨」を前提とした浸水想定区域を「<u>避難情報発令対象地区</u>」としますが、その河川流域において計画規模の降雨量を超える雨量を予測又は観測した場合や、破堤・越水を確認した場合は「第二段階」（「想定最大規模の降雨」を前提とした浸水想定区域を「<u>避難情報発令対象地区</u>」とする）とし、対象地区へ「<u>〔警戒レベル4〕避難指示</u>」、「<u>〔警戒レベル5〕緊急安全確保</u>」をそれぞれ発令します。 (1) <u>避難情報</u>発令の判断基準等 ア 水防法に基づく洪水予報河川及び水位周知河川ごとの<u>避難情報</u>発令基準

風水害等対策編

No.	頁	行	旧					新			
			<u>警戒レ ベル</u>	〔警戒レベル 3〕	〔警戒レベル4〕		〔警戒レベル 5〕		〔警戒レベル 3〕	〔警戒レベル4〕	〔警戒レベル 5〕
			河川名	<u>避難準備・高齢 者等避難開始</u>	<u>避難勧告</u>	<u>避難指示（緊 急）</u>	<u>災害発生情報</u>	河川名	<u>高齢者等避難</u>	<u>避難指示</u>	<u>緊急安全確保</u>
			雲出川 （中村 川合流 より上 流）	大仰観測所の 水位が4.80m （避難判断水 位）を観測し、 更に水位の上 昇が見込まれ るとき	<u>大仰観測所の 水位が5.10m （氾濫危険水 位）を観測し、 更に水位の上 昇が見込まれ るとき</u>	<u>大仰観測所の 水位が5.40m を観測し、更に 水位の上昇が 見込まれると き</u>	当該河川にお いて決壊や越 流を確認した とき	雲出川 （中村 川合流 より上 流）	大仰観測所の 水位が4.80m （避難判断水 位）を観測し、 更に水位の上 昇が見込まれ るとき	<u>大仰観測所の水位が5.10m（氾 濫危険水位）を観測し、更に水 位の上昇が見込まれるとき</u>	当該河川にお いて決壊や越 流を確認した とき
			雲出川 （中村 川合流 より下 流）	雲出橋観測所 の水位が5.00 m（避難判断水 位）を観測し、 更に水位の上 昇が見込まれ るとき	<u>雲出橋観測所 の水位が5.40 m（氾濫危険水 位）を観測し、 更に水位の上 昇が見込まれ るとき</u>	<u>水位が堤防天 端高に到達す るおそれが高 いとき（越水・ 溢水のおそれ があるとき）</u>	当該河川にお いて決壊や越 流を確認した とき	雲出川 （中村 川合流 より下 流）	雲出橋観測所 の水位が5.00 m（避難判断水 位）を観測し、 更に水位の上 昇が見込まれ るとき	<u>雲出橋観測所の水位が5.40m （氾濫危険水位）を観測し、更 に水位の上昇が見込まれるとき</u>	当該河川にお いて決壊や越 流を確認した とき
			雲出川 （県管 理区 間）	元小西観測所 の水位が2.82 m（避難判断水 位）を観測し、 更に水位の上 昇が見込まれ るとき	<u>元小西観測所 の水位が2.82 m（氾濫危険水 位）を観測し、 更に水位の上 昇が見込まれ るとき</u>	<u>元小西観測所 の水位が3.77 mを観測し、更 に水位が上昇 し、堤防天端高 に到達するお それが高いと き（越水・溢水 のおそれがあ るとき）</u>	当該河川にお いて決壊や越 流を確認した とき	雲出川 （県管 理区 間）	元小西観測所 の水位が2.82 m（避難判断水 位）を観測し、 更に水位の上 昇が見込まれ るとき	<u>元小西観測所の水位が2.82m （氾濫危険水位）を観測し、更 に水位の上昇が見込まれるとき</u>	当該河川にお いて決壊や越 流を確認した とき
			波瀬川	下川原橋観測 所の水位が 2.20m（避難判	<u>下川原橋観測 所の水位が 3.40m（氾濫危</u>	<u>下川原橋観測 所の水位が 3.49mを観測</u>	当該河川にお いて決壊や越 流を確認した	波瀬川	下川原橋観測 所の水位が 2.20m（避難判	<u>下川原橋観測所の水位が3.40 m（氾濫危険水位）を観測し、 更に水位の上昇が見込まれると</u>	当該河川にお いて決壊や越 流を確認した

風水害等対策編

No.	頁	行	旧					新			
				断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	<u>陰水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき</u>	<u>し、更に水位の上昇が見込まれるとき</u>	とき		断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	<u>き</u>	とき
			安濃川	一色観測所の水位が 2.80m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	<u>一色観測所の水位が 3.24m（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき</u>	<u>一色観測所の水位が 4.12m を観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき（越水・溢水のおそれがあるとき）</u>	当該河川において決壊や越流を確認したとき	安濃川	一色観測所の水位が 2.80m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	<u>一色観測所の水位が 3.24m（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき</u>	当該河川において決壊や越流を確認したとき
			美濃屋川	長岡観測所の水位が 2.16m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	<u>長岡観測所の水位が 2.50m（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき</u>	<u>長岡観測所の水位が 2.84m を観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき（越水・溢水のおそれがあるとき）</u>	当該河川において決壊や越流を確認したとき	美濃屋川	長岡観測所の水位が 2.16m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	<u>長岡観測所の水位が 2.50m（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき</u>	当該河川において決壊や越流を確認したとき
			岩田川	野田観測所の水位が 1.78m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	<u>野田観測所の水位が 1.78m（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき</u>	<u>野田観測所の水位が 2.42m を観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき（越水・溢水のおそれがあるとき）</u>	当該河川において決壊や越流を確認したとき	岩田川	野田観測所の水位が 1.78m（避難判断水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	<u>野田観測所の水位が 1.78m（氾濫危険水位）を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき</u>	当該河川において決壊や越流を確認したとき

No.	頁	行	旧					新			
						とき)					
			中ノ川	三宅観測所の水位が 3.00m (避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	<u>三宅観測所の水位が 3.70m (氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき</u>	<u>三宅観測所の水位が 4.40mを観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき</u> (越水・溢水のおそれがあるとき)	当該河川において決壊や越流を確認したとき	中ノ川	三宅観測所の水位が 3.00m (避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	<u>三宅観測所の水位が 3.70m (氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき</u>	当該河川において決壊や越流を確認したとき
			志登茂川	一身田平野観測所の水位が 3.42m (避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	<u>一身田平野観測所の水位が 3.75m (氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき</u>	<u>一身田平野観測所の水位が 4.08mを観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき (越水・溢水のおそれがあるとき)</u>	当該河川において決壊や越流を確認したとき	志登茂川	一身田平野観測所の水位が 3.42m (避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	<u>一身田平野観測所の水位が 3.75m (氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき</u>	当該河川において決壊や越流を確認したとき
			相川	藤方観測所の水位が 3.83m (避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	<u>藤方観測所の水位が 4.37m (氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき</u>	<u>藤方観測所の水位が 4.91mを観測し、更に水位が上昇し、堤防天端高に到達するおそれが高いとき</u> (越水・溢水のおそれがあるとき)	当該河川において決壊や越流を確認したとき	相川	藤方観測所の水位が 3.83m (避難判断水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき	<u>藤方観測所の水位が 4.37m (氾濫危険水位)を観測し、更に水位の上昇が見込まれるとき</u>	当該河川において決壊や越流を確認したとき
			横川	栗真小川観測	栗真小川観測	水位が堤防天	当該河川にお	横川	栗真小川観測	栗真小川観測所の水位が 2.19	当該河川にお

No.	頁	行	旧				新														
			所の水位が 2.19m（避難判 断水位）を観測 し、更に水位の 上昇が見込ま れるとき	所の水位が 2.19m（氾濫危 険水位）を観測 し、更に水位の 上昇が見込ま れるとき	端高に到達す るおそれが高 いとき（越水・ 溢水のおそれ があるとき）	いて決壊や越 流を確認した とき	所の水位が 2.19m（避難判 断水位）を観測 し、更に水位の 上昇が見込ま れるとき	m（氾濫危険水位）を観測し、 更に水位の上昇が見込まれると き	いて決壊や越 流を確認した とき												
※ <u>避難準備・高齢者等避難開始並びに避難勧告の発令判断基準水位が同じ設定の河川においては、当該河川の水位が避難準備・高齢者等避難開始の発令判断基準水位に達したときには、避難準備・高齢者等避難開始を発令します。さらに、急激な水位の上昇が見られる場合は、その後の雨量等の状況判断して、避難勧告を発令します。ただし、上記において避難準備・高齢者等避難開始を発令するいとまがない場合は、避難勧告を発令します。</u> ※ <u>避難勧告並びに避難指示（緊急）の発令判断基準水位が同じ設定の河川においては、当該河川の水位が避難勧告の発令判断基準水位に達したときには、避難勧告を発令します。さらに、急激な水位の上昇が見られる場合は、その後の雨量等の状況判断して、避難指示（緊急）を発令します。ただし、上記において避難勧告を発令するいとまがない場合は、避難指示（緊急）を発令します。</u> イ 中小河川における<u>避難勧告等発令基準</u> 災害対策本部各支部長は、マニュアルに基づいて的確な<u>避難勧告等</u>の発令を行うため、次表基準に達した時は自治会等と協議を行い速やかに本部長に意見具申を行います。											※ <u>高齢者等避難並びに避難指示の発令判断基準水位が同じ設定の河川においては、当該河川の水位が高齢者等避難の発令判断基準水位に達したときには、高齢者等避難を発令します。さらに、急激な水位の上昇が見られる場合は、その後の雨量等の状況判断して、避難指示を発令します。ただし、上記において高齢者等避難を発令するいとまがない場合は、避難指示を発令します。</u> （削除） イ 中小河川における<u>避難情報発令基準</u> 災害対策本部各支部長は、マニュアルに基づいて的確な<u>避難情報</u>の発令を行うため、次表基準に達した時は自治会等と協議を行い速やかに本部長に意見具申を行います。										
			警戒レベ ル	〔警戒レベル 3〕	〔警戒レベル4〕		〔警戒レベル 5〕														
			河川名	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	<u>避難勧告</u>	<u>避難指示（緊急）</u>	<u>災害発生情報</u>														
			穴倉川 （津）	広永橋の水位が橋桁の底部から 1.00 m（青色）に達	広永橋の水位が橋桁の底部から 0.50 m（黄色）に達	広永橋の水位が橋桁の底部（赤色）に達し、更に水位	当該河川において決壊や越流を確認したとき														
			穴倉川 （津）	広永橋の水位が橋桁の底部から 1.00 m（青色）に達	広永橋の水位が橋桁の底部から 0.50m（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	広永橋の水位が橋桁の底部（赤色）に達し、更に水位上															

No.	頁	行	旧					新			
				し、更に水位上昇が見込まれるとき	<u>し、更に水位上昇が見込まれるとき</u>	<u>上昇が見込まれるとき</u>			し、更に水位上昇が見込まれるとき		<u>昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>
			天神川	高茶屋観測所の水位計が2.00mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき	<u>高茶屋観測所の水位計が2.20mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき</u>	<u>高茶屋観測所の水位計が2.40 mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき</u>	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>	天神川	高茶屋観測所の水位計が2.00mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき	<u>高茶屋観測所の水位計が 2.20 mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき</u>	<u>高茶屋観測所の水位計が2.40mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>
			谷杣川	榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天端から3段目（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	<u>榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天端（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき</u>	<u>榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天端を超え越流するおそれがあるとき</u>	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>	谷杣川	榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天端から3段目（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	<u>榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天端（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき</u>	<u>榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天端を超え越流するおそれがあるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>
			田中川（上野）	大蔵橋西記念碑付近の水位が基準（青色）	<u>大蔵橋西記念碑付近の水位が基準（黄色）</u>	<u>大蔵橋西記念碑付近の水位が堤防を越え</u>	<u>当該河川において決壊や越流を確認した</u>	田中川（上野）	大蔵橋西記念碑付近の水位が基準（青色）	<u>大蔵橋西記念碑付近の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき</u>	<u>大蔵橋西記念碑付近の水位が堤防を越え</u>

風水害等対策編

No.	頁	行	旧				新					
				に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	<u>に達し、更に水位上昇が見込まれるとき</u>	<u>るおそれがあるとき、又は漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき</u>	<u>とき</u>		に達し、更に水位上昇が見込まれるとき		<u>るおそれがあるときや、漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>	
			田中川 (東千里)	防潮水門設置の水位標が2.60mを観測し、更に水位上昇が見込まれるとき	<u>防潮水門設置の水位標が2.80mを観測し、更に水位上昇が見込まれるとき</u>	<u>防潮水門西地点の水位が堤防を越えるおそれがあるとき、又は漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき</u>	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>		田中川 (東千里)	防潮水門設置の水位標が2.60mを観測し、更に水位上昇が見込まれるとき	<u>防潮水門設置の水位標が2.80mを観測し、更に水位上昇が見込まれるとき</u>	<u>防潮水門西地点の水位が堤防を越えるおそれがあるときや、漏水等堤防の決壊につながる前兆現象が確認されるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>
			田中川 (大蔵園)	防潮水門設置の水位標が2.40mを観測し、更に水位上昇が見込まれるとき	<u>防潮水門設置の水位標が2.60mを観測し、更に水位上昇が見込まれるとき</u>	<u>汐見橋西地点の水位が堤防を越えるおそれがあるとき、又は漏水等堤防の決壊につながる前</u>	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>		田中川 (大蔵園)	防潮水門設置の水位標が2.40mを観測し、更に水位上昇が見込まれるとき	<u>防潮水門設置の水位標が2.60mを観測し、更に水位上昇が見込まれるとき</u>	<u>汐見橋西地点の水位が堤防を越えるおそれがあるときや、漏水等堤防の決壊につながる前兆現象</u>

No.	頁	行	旧					新			
						<u>兆現象が確認 されるとき</u>					<u>が確認される とき、または当 該河川におい て決壊や越流 を確認したと き</u>
			中ノ川	楠原新六橋の 水位が基準(青 色)に達し、更 に水位上昇が 見込まれ、現場 の状況により、 災害が発生す るおそれがあ るとき	楠原新六橋の 水位が基準(黄 色)に達し、更 に水位上昇が 見込まれると き	楠原新六橋の 水 位 が 基 準 (赤色)に達 し、更に水位 上昇が見込ま れ、現場の状 況により、災 害が発生する おそれがある とき	当該河川にお いて決壊や越 流を確認した とき	中ノ川	芸濃町楠原新 六橋の水位が 基準(青色)に 達し、更に水位 上昇が見込ま れ、現場の状況 により、災害が 発生するおそ れがあるとき	芸濃町楠原新六橋の水位が基 準(黄色)に達し、更に水位上 昇が見込まれ、現場の状況によ り、災害が発生するおそれがあ るとき	芸濃町楠原新 六橋の水位が 基準(赤色)に 達し、更に水位 上昇が見込ま れるとき、また は当該河川に おいて決壊や 越流を確認し たとき
			桂畑川 (南長野)	市道東出中出 線岩辺橋下の 水位が左岸(護 岸工)の概ね 1/2下(青色) に達し、更に水 位上昇が見込 まれ、現場の状 況により、災害 が発生するお それが高まっ たとき	市道東出中出 線岩辺橋下の 水位が左岸(護 岸工)の概ね 2/3下(黄色) に達し、更に水 位上昇が見込 まれ、現場の状 況により、災害 が発生するお それが高まっ たとき	市道東出中出 線岩辺橋下の 水位の更なる 上昇が見込ま れ、現場の状 況により、災 害が発生する おそれが非常 に高まったと き(赤色)	当該河川にお いて決壊や越 流を確認した とき	桂畑川 (南長野)	市道東出中出 線岩辺橋下の 水位が左岸(護 岸工)の概ね 1/2下(青色) に達し、更に水 位上昇が見込 まれ、現場の状 況により、災害 が発生するお それが高まっ たとき	市道東出中出線岩辺橋下の水 位が左岸(護岸工)の概ね 2/3 下(黄色)に達し、更に水位上 昇が見込まれ、現場の状況によ り、災害が発生するおそれが高 まったとき	市道東出中出 線岩辺橋下の 水位の更なる 上昇が見込ま れ、現場の状況 により、災害が 発生するおそ れが非常に高 まったとき(赤 色)、または当 該河川におい て決壊や越流 を確認したと

風水害等対策編

No.	頁	行	旧					新			
										き	
			桂畑川 (桂畑)	桂畑文化センター前の水位が左岸（ガードレール下）の概ね 1/2 下（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	桂畑文化センター前の水位が左岸（ガードレール下）の概ね 2/3 下（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	桂畑文化センター前の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）	当該河川において決壊や越流を確認したとき	桂畑川 (桂畑)	桂畑文化センター前の水位が左岸（ガードレール下）の概ね 1/2 下（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	桂畑文化センター前の水位が左岸（ガードレール下）の概ね 2/3 下（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	桂畑文化センター前の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）、または当該河川において決壊や越流を確認したとき
			細野川	市道北長野本線前田橋下の水位が左岸（ブロック積）の概ね 1/2 下（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	市道北長野本線前田橋下の水位が左岸（ガードレール下）の概ね 2/3 下（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	市道北長野本線前田橋下の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）	当該河川において決壊や越流を確認したとき	細野川	市道北長野本線前田橋下の水位が左岸（ブロック積）の概ね 1/2 下（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	市道北長野本線前田橋下の水位が左岸（ガードレール下）の概ね 2/3 下（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	市道北長野本線前田橋下の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）、または当該河川において決壊や越流を確認したとき

No.	頁	行	旧					新			
			柳谷川	三郷柳谷梅林寺下の水位が右岸（ブロック積）の概ね 1/2 下（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	<u>三郷柳谷梅林寺下の水位が右岸（ブロック積）の概ね 2/3 下（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき</u>	<u>三郷柳谷梅林寺下の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）</u>	当該河川において決壊や越流を確認したとき	柳谷川	三郷柳谷梅林寺下の水位が右岸（ブロック積）の概ね 1/2 下（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	<u>三郷柳谷梅林寺下の水位が右岸（ブロック積）の概ね 2/3 下（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき</u>	<u>三郷柳谷梅林寺下の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>
			穴倉川（美里）	美里高齢者福祉センター前の水位が左岸（ブロック積）の概ね 1/2 下（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	<u>美里高齢者福祉センター前の水位が左岸（ブロック積）の概ね 2/3 下（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき</u>	<u>美里高齢者福祉センター前の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）</u>	当該河川において決壊や越流を確認したとき	穴倉川（美里）	美里高齢者福祉センター前の水位が左岸（ブロック積）の概ね 1/2 下（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	<u>美里高齢者福祉センター前の水位が左岸（ブロック積）の概ね 2/3 下（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき</u>	<u>美里高齢者福祉センター前の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>

風水害等対策編

No.	頁	行	旧				新				
			待口川	国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位が頭首工（青色）を越流し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	<u>国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位が農業用水ゲート（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき</u>	<u>国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）</u>	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>	待口川	国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位が頭首工（青色）を越流し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき	<u>国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位が農業用水ゲート（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき</u>	<u>国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき（赤色）、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>
			美濃屋川（内多）	内多区公民館東堤防の水位が左岸法面（護岸工を除く）の概ね 1/2（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	<u>内多区公民館東堤防の水位が左岸法面（護岸工を除く）の概ね 2/3（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき</u>	<u>内多区公民館東堤防の破堤又は堤防天端高に水位が到達するおそれが高いとき</u>	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>	美濃屋川（内多）	内多区公民館東堤防の水位が左岸法面（護岸工を除く）の概ね 1/2（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき	<u>内多区公民館東堤防の水位が左岸法面（護岸工を除く）の概ね 2/3（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき</u>	<u>内多区公民館東堤防の破堤または堤防天端高に水位が到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>
			美濃屋川（太田）	太田橋下堤防の水位が右護岸ヒューム管底（青色）に達	<u>太田橋下堤防の水位が右護岸ヒューム管底（黄色）に達</u>	<u>太田橋下堤防の破堤又は堤防天端高に水位が到達する</u>	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>	美濃屋川（太田）	太田橋下堤防の水位が右護岸ヒューム管底（青色）に達	<u>太田橋下堤防の水位が右護岸ヒューム管底（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき</u>	<u>太田橋下堤防の破堤または堤防天端高に水位が到達する</u>

No.	頁	行	旧					新			
				し、更に水位上昇が見込まれるとき	<u>し、更に水位上昇が見込まれるとき</u>	<u>おそれが高いとき</u>			し、更に水位上昇が見込まれるとき		<u>るおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>
			美濃屋川 (清水)	<u>コミバス清水バス停東堤防の水位が右岸法面(護岸工を除く)の概ね1/2(青色)に達し、更に水位上昇が見込まれるとき</u>	<u>コミバス清水バス停東堤防の水位が右岸法面(護岸工を除く)の概ね2/3(黄色)に達し、更に水位上昇が見込まれるとき</u>	<u>コミバス清水バス停東堤防の破堤又は堤防天端高に水位が到達するおそれが高いとき</u>	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>	美濃屋川 (清水)	<u>清水ヶ丘(堂山古墳群)西堤防の水位が右岸法面(護岸工を除く)の概ね1/2(青色)に達し、更に水位上昇が見込まれるとき</u>	<u>清水ヶ丘(堂山古墳群)西堤防の水位が右岸法面(護岸工を除く)の概ね2/3(黄色)に達し、更に水位上昇が見込まれるとき</u>	<u>清水ヶ丘(堂山古墳群)西堤防の破堤または堤防天端高に水位が到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>
			波瀬川	薬師橋下流左岸量水板の水位が1.50m(青色)を観測し、更に水位上昇が見込まれるとき	<u>室の口観測所の雨量や薬師橋下流左岸量水板の水位並びに室の口地内の状況により災害が発生するおそれがあるとき</u>	<u>室の口観測所の雨量や薬師橋下流左岸量水板の水位並びに室の口地内の状況により災害が発生するおそれが高まったとき</u>	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>	波瀬川	薬師橋下流左岸量水板の水位が1.50m(青色)を観測し、更に水位上昇が見込まれるとき	<u>室の口観測所の雨量や薬師橋下流左岸量水板の水位並びに室の口地内の状況により災害が発生するおそれがあるとき</u>	<u>室の口観測所の雨量や薬師橋下流左岸量水板の水位並びに室の口地内の状況により災害が発生するおそれが高まったとき、または当該河川にお</u>

風水害等対策編

No.	頁	行	旧					新			
										<u>いて決壊や越流を確認したとき</u>	
			大村川 (上流)	寺前橋の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	<u>寺前橋の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき</u>	<u>寺前橋の水位が基準（赤色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき</u>	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>	大村川 (上流)	寺前橋の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	<u>寺前橋の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき</u>	<u>寺前橋の水位が基準（赤色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>
			大村川 (中流)	白山橋の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	<u>白山橋の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき</u>	<u>白山橋の水位が基準（赤色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき</u>	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>	大村川 (中流)	白山橋の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	<u>白山橋の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき</u>	<u>白山橋の水位が基準（赤色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>
			佐田川	藤治垣内の判断地点の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、	<u>藤治垣内の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、</u>	<u>藤治垣内の水位が基準（赤色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、</u>	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>	佐田川	藤治垣内の判断地点の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、	<u>藤治垣内の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき</u>	<u>藤治垣内の水位が基準（赤色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該</u>

No.	頁	行	旧					新			
				況により、災害が発生するおそれがあるとき	<u>災害が発生するおそれがあるとき</u>	<u>り、災害が発生するおそれが非常に高まったとき</u>			況により、災害が発生するおそれがあるとき		<u>河川において決壊や越流を確認したとき</u>
			垣内川	垣内公民館前の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	<u>垣内公民館前の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき</u>	<u>垣内公民館前の水位が基準（赤色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき</u>	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>	垣内川	垣内公民館前の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき	<u>垣内公民館前の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき</u>	<u>垣内公民館前の水位が基準（赤色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>
			八手俣川	下之川観測所の水位が 2.50 m を観測したとき	<u>下之川観測所の水位が 2.50 m 以上の水位に達し、更に上昇が見込まれ、集落の孤立の可能性が高まり、災害が発生するおそれがあるとき</u>	<u>下之川観測所の水位が 3.00 m 以上の水位に達し、更に上昇が見込まれ、集落の孤立の可能性が高まり、災害が発生するおそれが非常に高まったとき</u>	<u>当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>	八手俣川	下之川観測所の水位が 2.50 m を観測したとき	<u>下之川観測所の水位が 2.50m 以上の水位に達し、更に水位上昇が見込まれ、災害が発生するおそれがあるとき</u>	<u>下之川観測所の水位が 3.00 m 以上の水位に達し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</u>

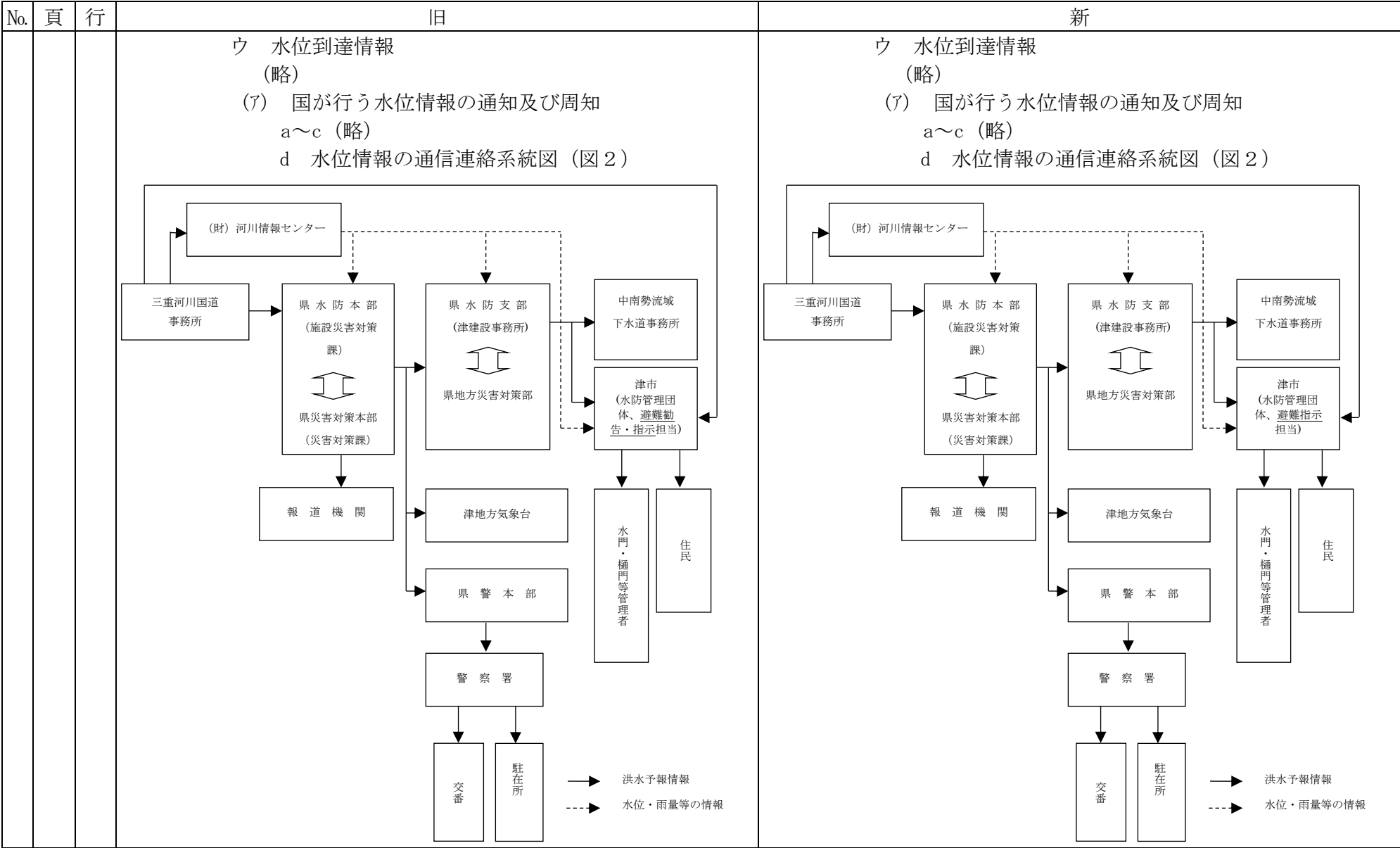
No.	頁	行	旧	新																		
			ウ 土砂災害の<u>避難勧告等</u>発令の判断基準 三重県土砂災害情報提供システム（以下「土砂システム」という。）において、土砂災害危険度情報や土砂災害危険箇所等を確認し、以下の基準に基づいて<u>避難勧告等</u>を発令します。 【<u>避難勧告等</u>発令の判断基準】 <table><tr><th>〔警戒レベル 3〕</th><th colspan="2">〔警戒レベル4〕</th><th>〔警戒レベル 5〕</th></tr><tr><th><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></th><th><u>避難勧告</u></th><th><u>避難指示（緊急）</u></th><th><u>災害発生情報</u></th></tr><tr><td>・大雨警報発表中において、三重県及び津地方気象台から土砂災害警戒情報が発表されたとき。（土砂システムにおいて土砂災害危険度情報が<u>橙色（警戒）</u>となったとき。） ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。</td><td>・土砂システムにおいて土砂災害危険度情報が<u>赤色（危険）</u>となったとき、又は<u>赤色（危険）</u>となる見込みが非常に高いとき。 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化など）が確認されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 ※消防団や職員等による巡視結果や</td><td>・近隣で前兆現象（山鳴り、流木の流出）が確認されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 ※消防団や職員等による巡視結果や地元からの情報等を踏まえ、判断する。</td><td>・土砂災害が発生したとき。</td></tr></table>	〔警戒レベル 3〕	〔警戒レベル4〕		〔警戒レベル 5〕	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	<u>避難勧告</u>	<u>避難指示（緊急）</u>	<u>災害発生情報</u>	・大雨警報発表中において、三重県及び津地方気象台から土砂災害警戒情報が発表されたとき。（土砂システムにおいて土砂災害危険度情報が <u>橙色（警戒）</u> となったとき。） ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。	・土砂システムにおいて土砂災害危険度情報が <u>赤色（危険）</u> となったとき、又は <u>赤色（危険）</u> となる見込みが非常に高いとき。 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化など）が確認されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 ※消防団や職員等による巡視結果や	・近隣で前兆現象（山鳴り、流木の流出）が確認されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 ※消防団や職員等による巡視結果や地元からの情報等を踏まえ、判断する。	・土砂災害が発生したとき。	ウ 土砂災害の<u>避難情報</u>発令の判断基準 三重県土砂災害情報提供システム（以下「土砂システム」という。）において、土砂災害危険度情報や土砂災害危険箇所等を確認し、以下の基準に基づいて<u>避難情報</u>を発令します。 【<u>避難情報</u>発令の判断基準】 <table><tr><th>〔警戒レベル 3〕 高齢者等避難</th><th>〔警戒レベル4〕 <u>避難指示</u></th><th>〔警戒レベル 5〕 <u>緊急安全確保</u></th></tr><tr><td>・大雨警報発表中において、三重県及び津地方気象台から土砂災害警戒情報が発表されたとき（土砂システムにおいて土砂災害危険度情報が<u>薄紫色（非常に危険）</u>となったとき。） ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。</td><td>・土砂システムにおいて土砂災害危険度情報が<u>濃い紫色（極めて危険）</u>となったとき、又は<u>濃い紫色（極めて危険）</u>となる見込みが非常に高いとき。 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化・山鳴り・流木の流出など）が確認されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 ※消防団や職員等による巡視結果や地元からの情報等を踏まえ、判断する。</td><td>・土砂災害が発生したとき。</td></tr></table>	〔警戒レベル 3〕 高齢者等避難	〔警戒レベル4〕 <u>避難指示</u>	〔警戒レベル 5〕 <u>緊急安全確保</u>	・大雨警報発表中において、三重県及び津地方気象台から土砂災害警戒情報が発表されたとき（土砂システムにおいて土砂災害危険度情報が <u>薄紫色（非常に危険）</u> となったとき。） ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。	・土砂システムにおいて土砂災害危険度情報が <u>濃い紫色（極めて危険）</u> となったとき、又は <u>濃い紫色（極めて危険）</u> となる見込みが非常に高いとき。 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化・山鳴り・流木の流出など）が確認されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 ※消防団や職員等による巡視結果や地元からの情報等を踏まえ、判断する。	・土砂災害が発生したとき。
〔警戒レベル 3〕	〔警戒レベル4〕		〔警戒レベル 5〕																			
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	<u>避難勧告</u>	<u>避難指示（緊急）</u>	<u>災害発生情報</u>																			
・大雨警報発表中において、三重県及び津地方気象台から土砂災害警戒情報が発表されたとき。（土砂システムにおいて土砂災害危険度情報が <u>橙色（警戒）</u> となったとき。） ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。	・土砂システムにおいて土砂災害危険度情報が <u>赤色（危険）</u> となったとき、又は <u>赤色（危険）</u> となる見込みが非常に高いとき。 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化など）が確認されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 ※消防団や職員等による巡視結果や	・近隣で前兆現象（山鳴り、流木の流出）が確認されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 ※消防団や職員等による巡視結果や地元からの情報等を踏まえ、判断する。	・土砂災害が発生したとき。																			
〔警戒レベル 3〕 高齢者等避難	〔警戒レベル4〕 <u>避難指示</u>	〔警戒レベル 5〕 <u>緊急安全確保</u>																				
・大雨警報発表中において、三重県及び津地方気象台から土砂災害警戒情報が発表されたとき（土砂システムにおいて土砂災害危険度情報が <u>薄紫色（非常に危険）</u> となったとき。） ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。	・土砂システムにおいて土砂災害危険度情報が <u>濃い紫色（極めて危険）</u> となったとき、又は <u>濃い紫色（極めて危険）</u> となる見込みが非常に高いとき。 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化・山鳴り・流木の流出など）が確認されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 ※消防団や職員等による巡視結果や地元からの情報等を踏まえ、判断する。	・土砂災害が発生したとき。																				

No.	頁	行	旧				新			
				地元からの情報等を踏まえ、判断する。						
			なお、「[警戒レベル5] 災害発生情報」は人的被害が発生した場合やそれに発展しうる場合に、可能な範囲で発令するものです。 エ 高潮災害の<u>避難勧告等</u>発令の判断基準 高潮災害については、水害及び津波災害における判断基準等を総合的に勘案の上、準用するものとします。 (2) 特別警報発表時における対応について ア 大雨特別警報 大雨特別警報が発表された旨の周知を市内全域に行います。 また、河川及び土砂災害の<u>避難勧告等</u>発令の判断基準に基づき既に発令されている<u>避難勧告等</u>については、改めて避難の対象となる地域を確認し、避難が必要な地域に適切な<u>避難勧告等</u>が発令されているか確認を行うとともに、避難所についても必要な避難所が開設されているか確認を行います。 なお、気象庁から大雨特別警報が発表されていない場合でも、伊勢湾台風級の台風が上陸するおそれがある場合には、市は、気象庁からの情報等をもとに、河川及び土砂災害の<u>避難勧告等</u>の発令基準に満たしていない場合においても、暴風時には避難が困難になることを想定し、津地方气象台や河川管理者と協議し早めの<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>や<u>避難勧告等</u>の発令を検討するものとします。 イ 高潮特別警報 高潮特別警報が発表された旨の周知を市内全域に行います。 津、河芸、香良洲地域の沿岸部に対して、状況に応じて、<u>避難勧告</u>を発令することとし、必要な避難所を開設すること				なお、「[警戒レベル5] 緊急安全確保」は、<u>人的被害</u>が発生した場合やそれに発展しうる場合に、可能な範囲で発令するものです。 エ 高潮災害の<u>避難情報</u>発令の判断基準 高潮災害については、水害及び津波災害における判断基準等を総合的に勘案の上、準用するものとします。 (2) 特別警報発表時における対応について ア 大雨特別警報 大雨特別警報が発表された旨の周知を市内全域に行います。 また、河川及び土砂災害の<u>避難情報</u>発令の判断基準に基づき既に発令されている<u>避難情報</u>については、改めて避難の対象となる地域を確認し、避難が必要な地域に適切な<u>避難情報</u>が発令されているか確認を行うとともに、避難所についても必要な避難所が開設されているか確認を行います。 なお、気象庁から大雨特別警報が発表されていない場合でも、伊勢湾台風級の台風が上陸するおそれがある場合には、市は、気象庁からの情報等をもとに、河川及び土砂災害の<u>避難情報</u>の発令基準に満たしていない場合においても、暴風時には避難が困難になることを想定し、津地方气象台や河川管理者と協議し早めの<u>高齢者等避難</u>や<u>避難指示</u>の発令を検討するものとします。 イ 高潮特別警報 高潮特別警報が発表された旨の周知を市内全域に行います。 津、河芸、香良洲地域の沿岸部に対して、状況に応じて、<u>避難情報</u>を発令することとし、必要な避難所を開設すること			

No.	頁	行	旧	新
			とします。 ウエ（略） (3) <u>避難勧告時等の避難対象地区</u> 河川毎の<u>避難対象地区</u>等、土砂災害の<u>避難対象地区</u>については、別途定めるものとします。 (4) <u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>による避難 <u>避難勧告及び避難指示（緊急）が発令された場合、避難勧告等の対象地域内の住民は、地域内又は近隣住民と協力し、迅速に地域の一時避難場所や安全な避難所へ避難します。</u> 避難時の周囲の状況等によっては、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、屋外で移動することが危険な場合は、自宅などに留まる「待避」、屋内の２階以上の安全が確保できる場所に移動する「垂直避難」などの「屋内安全確保」といった少しでも安全な方法を選択し、避難します。 (5) <u>災害発生情報による避難等</u> <u>災害発生情報</u>が発令された場合、既に災害が発生している状況であるため、対象地域内の住民は、命を守るための最善の行動をとります。また、<u>災害発生情報</u>は、実際に災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令するもので、必ずしも発令されるものではないことに留意します。	とします。 ウエ（略） (3) <u>避難情報の発令対象地区</u> 河川毎の<u>発令対象地区</u>、土砂災害の<u>発令対象地区</u>については、別途定めるものとします。 (4) <u>避難指示による避難</u> <u>避難指示が発令された対象地域内の住民は、地域内又は近隣住民と協力し、危険な場所から迅速に地域の一時避難場所や安全な避難所等（安全な地域にある親戚・知人宅等を含む）へ避難します。</u> 避難時の周囲の状況等によっては、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、屋外で移動することが危険な場合は、自宅などに留まる「待避」、屋内の２階以上の安全が確保できる場所に移動する「垂直避難」などの「屋内安全確保」といった少しでも安全な方法を選択し、避難します。 (5) <u>緊急安全確保による避難等</u> <u>緊急安全確保が発令された場合、既に災害が発生・切迫している状況であるため、対象地域内の住民は、命を守るための最善の行動をとります。また、緊急安全確保は、実際に災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令するもので、必ずしも発令されるものではないこと、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意します。</u>
6	77	38	第６節 避難体制の整備 １ 一時的な避難体制の整備（危機管理部） (1)～(4)（略） (5) 避難誘導体制の整備 ア～キ（略） (新設)	第６節 避難体制の整備 １ 一時的な避難体制の整備（危機管理部） (1)～(4)（略） (5) 避難誘導体制の整備 ア～キ（略） <u>ク 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、情報共有体制の確立を図るため、三重県津保健所との連携に努めます。</u>

No.	頁	行	旧	新																										
7	127	表中	第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第7節 水防計画 1 水防活動の実施（消防本部、危機管理部、建設部、上下水道事業局、上下水道管理局、農林水産部、各総合支所） (1)～(9)（略） (10) 監視、警戒体制 ア（略） イ 洪水予報 （略） (ア)（略） (イ) 洪水予報の種類と概要 <table><tr><th colspan="2">種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td rowspan="3">洪水警報</td><td>氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生したときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 （新設）</td></tr><tr><td>氾濫危険情報</td><td>基準点の水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)に達したときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。</td></tr><tr><td>氾濫警戒情報</td><td>基準点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備・高齢者避難開始の発令の判断の参考とする。</td></tr><tr><td>洪水注意報</td><td>氾濫注意情報</td><td>基準点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める判断の参考とする。</td></tr></table> (ウ)（略）	種 類		概 要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 （新設）	氾濫危険情報	基準点の水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)に達したときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。	氾濫警戒情報	基準点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備・高齢者避難開始の発令の判断の参考とする。	洪水注意報	氾濫注意情報	基準点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める判断の参考とする。	第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第7節 水防計画 1 水防活動の実施（消防本部、危機管理部、建設部、上下水道事業局、上下水道管理局、農林水産部、各総合支所） (1)～(9)（略） (10) 監視、警戒体制 ア（略） イ 洪水予報 （略） (ア)（略） (イ) 洪水予報の種類と概要 <table><tr><th colspan="2">種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td rowspan="3">洪水警報</td><td>氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生したときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 緊急安全確保発令の判断の参考とする。</td></tr><tr><td>氾濫危険情報</td><td>基準点の水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)に達したときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難指示を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。</td></tr><tr><td>氾濫警戒情報</td><td>基準点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。</td></tr><tr><td>洪水注意報</td><td>氾濫注意情報</td><td>基準点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める判断の参考とする。</td></tr></table> (ウ)（略）	種 類		概 要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 緊急安全確保発令の判断の参考とする。	氾濫危険情報	基準点の水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)に達したときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難指示を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。	氾濫警戒情報	基準点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。	洪水注意報	氾濫注意情報	基準点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める判断の参考とする。
種 類		概 要																												
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 （新設）																												
	氾濫危険情報	基準点の水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)に達したときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。																												
	氾濫警戒情報	基準点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備・高齢者避難開始の発令の判断の参考とする。																												
洪水注意報	氾濫注意情報	基準点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める判断の参考とする。																												
種 類		概 要																												
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 緊急安全確保発令の判断の参考とする。																												
	氾濫危険情報	基準点の水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)に達したときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難指示を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。																												
	氾濫警戒情報	基準点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。																												
洪水注意報	氾濫注意情報	基準点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める判断の参考とする。																												

[illegible]



風水害等対策編

No.	頁	行	旧	新																		
			(イ) (略) エ 水防警報 (略) (ア) (略) (イ) 県が発する水防警報 a～b (略) c 警報の種類・内容及び発表基準 <table><tr><th>種類</th><th>内容</th><th>発表基準</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>避難判断（特別警戒）水位情報</td><td>市長が発令する避難勧告・指示の参考とするもの。</td><td>水位が避難判断水位（特別警戒水位）を越えて、なお増水のおそれがある場合</td></tr></table> d (略) オ～チ (略)	種類	内容	発表基準	(略)			避難判断（特別警戒）水位情報	市長が発令する避難勧告・指示の参考とするもの。	水位が避難判断水位（特別警戒水位）を越えて、なお増水のおそれがある場合	(イ) (略) エ 水防警報 (略) (ア) (略) (イ) 県が発する水防警報 a～b (略) c 警報の種類・内容及び発表基準 <table><tr><th>種類</th><th>内容</th><th>発表基準</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>避難判断（特別警戒）水位情報</td><td>市長が発令する避難情報の参考とするもの。</td><td>水位が避難判断水位（特別警戒水位）を越えて、なお増水のおそれがある場合</td></tr></table> d (略) オ～チ (略)	種類	内容	発表基準	(略)			避難判断（特別警戒）水位情報	市長が発令する避難情報の参考とするもの。	水位が避難判断水位（特別警戒水位）を越えて、なお増水のおそれがある場合
種類	内容	発表基準																				
(略)																						
避難判断（特別警戒）水位情報	市長が発令する避難勧告・指示の参考とするもの。	水位が避難判断水位（特別警戒水位）を越えて、なお増水のおそれがある場合																				
種類	内容	発表基準																				
(略)																						
避難判断（特別警戒）水位情報	市長が発令する避難情報の参考とするもの。	水位が避難判断水位（特別警戒水位）を越えて、なお増水のおそれがある場合																				
8	138	表中	第8節 避難対策活動 ○ 災害発生時に危険から逃れるためには、住民自らが自主的に避難することを基本とします。 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>を速やかに発令し、誘導を行います。 また、避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を伝えます。	第8節 避難対策活動 ○ 災害発生時に危険から逃れるためには、住民自らが自主的に避難することを基本とします。 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、<u>避難指示</u>を速やかに発令し、誘導を行います。 また、避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を伝えます。																		

No.	頁	行	旧	新
			避難対策活動 1 住民の避難 2 広報 3 緊急的な避難誘導 4 避難準備・高齢者等避難開始 5 避難のための立ち退きの勧告又は指示等の権限 6 避難の一般的基準 7 災害対策基本法第 60 条に基づく「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」 8 避難のための立ち退き 9 避難指示等の伝達方法 10 警戒区域の設定 11 避難所の開設 12 避難所の管理運営 ○ <u>避難指示（緊急）</u>等の根拠法と実施責任者（略）	避難対策活動 1 住民の避難 2 広報 3 緊急的な避難誘導 4 高齢者等避難 5 避難のための立ち退きの指示の権限 6 避難の一般的基準 7 災害対策基本法第 60 条に基づく「避難指示」又は「緊急安全確保」 8 避難のための立ち退き 9 <u>避難情報</u>の伝達方法 10 警戒区域の設定 11 避難所の開設 12 避難所の管理運営 ○ <u>避難情報</u>の根拠法と実施責任者（略）

No.	頁	行	旧	新
			1 住民の避難（危機管理部、各総合支所） （略） (1)（略） (2) 住民の自主的な避難 市は確実な避難行動を促すため、適時適切に防災行政無線等を活用して注意喚起を行います。 住民は、災害発生時にはあらかじめ自主防災組織等で決めた「避難開始の目安」や避難準備・高齢者避難開始に基づき、地域の一時避難場所に要配慮者を伴い自主的に避難し、地域内住民の安否確認を行います。また、被害が拡大するおそれのある場合は、避難経路等を考慮し、地域ぐるみで最も安全な避難所へ移動します。 なお、避難所へ移動する場合は、避難先、避難する世帯、人数、要配慮者等を市（災害対策本部）その他関係防災機関に連絡します。 (3) <u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>による避難 <u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>が発令された場合、<u>避難勧告等</u>の対象地域内の住民は、地域内又は近隣住民と協力し、迅速に地域の一時避難場所や安全な避難所へ避難します。 (4) <u>災害発生情報</u>による避難等 <u>災害発生情報</u>が発令された場合、既に災害が発生している状況であるため、対象地域内の住民は、命を守るための最善の行動をとります。また、<u>災害発生情報</u>は、実際に災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令するもので、必ずしも発令されるものではないことに留意します。	1 住民の避難（危機管理部、各総合支所） （略） (1)（略） (2) 住民の自主的な避難 市は確実な避難行動を促すため、適時適切に防災行政無線等を活用して注意喚起を行います。 住民は、災害発生時にはあらかじめ自主防災組織等で決めた「避難開始の目安」や<u>高齢者等避難</u>に基づき、地域の一時避難場所に要配慮者を伴い自主的に避難し、地域内住民の安否確認を行います。また、被害が拡大するおそれのある場合は、避難経路等を考慮し、地域ぐるみで最も安全な避難所へ移動します。 なお、避難所へ移動する場合は、避難先、避難する世帯、人数、要配慮者等を市（災害対策本部）その他関係防災機関に連絡します。 (3) <u>避難指示発令</u>による避難 <u>避難指示</u>が発令された場合、対象地域内の住民は、地域内又は近隣住民と協力し、迅速に地域の一時避難場所や安全な避難所へ避難します。 (4) <u>緊急安全確保</u>による避難等 <u>緊急安全確保</u>が発令された場合、既に災害が発生・<u>切迫</u>している状況であるため、対象地域内の住民は、命を守るための最善の行動をとります。また、<u>緊急安全確保</u>は、実際に災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令するもので、必ずしも発令されるものではないこと、<u>また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意します。</u>

No.	頁	行	旧	新																																
			4 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>（危機管理部） 市は、避難判断水位に達する等により、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階に発令し、要配慮者等を伴い避難を開始することを促します。 5 <u>避難のための立ち退きの勧告又は指示等の権限</u> <table><tr><th>実 施 者</th><th>災害の種類</th><th>要 件</th><th>根拠法令</th></tr><tr><td>市 長 (<u>勧告</u>・指示)</td><td>災害全般</td><td>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき</td><td>災害対策基本法 第 60 条</td></tr><tr><td>知 事</td><td>災害全般</td><td>市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの<u>勧告及び指示</u>に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う</td><td>災害対策基本法 第 60 条</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	実 施 者	災害の種類	要 件	根拠法令	市 長 (<u>勧告</u> ・指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法 第 60 条	知 事	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの <u>勧告及び指示</u> に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う	災害対策基本法 第 60 条	(略)				4 <u>高齢者等避難</u>（危機管理部） 市は、避難判断水位に達する等により、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階に発令し、要配慮者等を伴い避難を開始することを促します。 <u>また、要配慮者等以外の者についても、必要に応じて、普段の行動の見合わせや、自主避難を行うよう呼びかけます。</u> 5 <u>避難のための立ち退きの指示の権限</u> <table><tr><th>実 施 者</th><th>災害の種類</th><th>要 件</th><th>根拠法令</th></tr><tr><td>市 長 (指示)</td><td>災害全般</td><td>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき</td><td>災害対策基本法 第 60 条</td></tr><tr><td>知 事</td><td>災害全般</td><td>市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う</td><td>災害対策基本法 第 60 条</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	実 施 者	災害の種類	要 件	根拠法令	市 長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法 第 60 条	知 事	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う	災害対策基本法 第 60 条	(略)			
実 施 者	災害の種類	要 件	根拠法令																																	
市 長 (<u>勧告</u> ・指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法 第 60 条																																	
知 事	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの <u>勧告及び指示</u> に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う	災害対策基本法 第 60 条																																	
(略)																																				
実 施 者	災害の種類	要 件	根拠法令																																	
市 長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法 第 60 条																																	
知 事	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う	災害対策基本法 第 60 条																																	
(略)																																				

No.	頁	行	旧	新
			6 避難の一般的基準 <u>避難の勧告又は指示</u>は、原則として次のような状態になったときに発せられるものとします。 (1)～(5) (略) 7 災害対策基本法第 60 条に基づく<u>避難勧告・避難指示 (緊急)</u>又は<u>災害発生情報</u> (危機管理部) (1) <u>避難勧告・避難指示 (緊急)</u>又は<u>災害発生情報</u> <u>避難勧告・避難指示 (緊急)</u>又は<u>災害発生情報</u>は、次の内容を明示して行います。 ア～エ (略) (2) 避難誘導 ア 市は、<u>避難勧告又は避難指示 (緊急)</u>を発令したときは、警察や自主防災組織、自治会等の協力を得て、あらかじめ定めた避難誘導計画に基づき、迅速に避難行動要支援者を含めた住民の避難を実施するよう広報活動を行います。 イ 市は、実際に災害が発生していることを把握し、<u>災害発生情報</u>を発令した場合は、対象地区の住民に対し、命を守るための最善の行動をとるよう、広報活動を行います。 ウエ (略) (3) <u>避難勧告等</u>の判断に関する関係機関の助言 (法第 61 条の 2) <u>避難勧告等</u>の発令の判断に際しては、専門的な知識や詳細なデータを保有している指定行政機関や三重県に助言を求めます。 また、<u>避難勧告等</u>の判断基準を設定する際には、これらの機関に協力を求めます。 9 <u>避難指示 (緊急)</u>等の伝達方法 (政策財務部、危機管理部、消防本部) (1)～(4) (略) (5) 同報系防災行政無線により伝達する場合には、チャイム又はサイレン音の後、<u>避難勧告等に関する情報</u>を音声で伝達す	6 避難の一般的基準 <u>避難指示</u>は、原則として次のような状態になったときに発せられるものとします。 (1)～(5) (略) 7 災害対策基本法第 60 条に基づく「<u>避難指示</u>」又は「<u>緊急安全確保</u>」 (危機管理部) (1) <u>避難指示</u>又は<u>緊急安全確保</u> <u>避難指示</u>又は<u>緊急安全確保</u>は、次の内容を明示して行います。 ア～エ (略) (2) 避難誘導 ア 市は、<u>避難指示</u>を発令したときは、警察や自主防災組織、自治会等の協力を得て、あらかじめ定めた避難誘導計画に基づき、迅速に避難行動要支援者を含めた住民の避難を実施するよう広報活動を行います。 イ 市は、実際に災害が発生していることを把握し、<u>緊急安全確保</u>を発令した場合は、対象地区の住民に対し、命を守るための最善の行動をとるよう、広報活動を行います。 ウエ (略) (3) <u>避難情報発令</u>の判断に関する関係機関の助言 (法第 61 条の 2) <u>避難情報発令</u>の判断に際しては、専門的な知識や詳細なデータを保有している指定行政機関や三重県に助言を求めます。 また、<u>避難情報発令</u>の判断基準を設定する際には、これらの機関に協力を求めます。 9 <u>避難情報</u>の伝達方法 (政策財務部、危機管理部、消防本部) (1)～(4) (略) (5) 同報系防災行政無線により伝達する場合には、チャイム又はサイレン音の後、<u>避難情報</u>を音声で伝達することとし、そ

No.	頁	行	旧	新																
			ることとし、そのパターンは以下のとおりとします。なお、音声伝達文例は、別途定めます。 ＜避難勧告等のチャイム及びサイレンパターン＞ <table><tr><th>内容</th><th>サイレン等パターン</th></tr><tr><td>〔警戒レベル3〕 避難準備・高齢者等避難開始 (チャイム音+音声放送)</td><td>「上り4音チャイム」×2回 (音声放送後は「下り4音チャイム」×1回)</td></tr><tr><td>〔警戒レベル4〕 避難勧告 (サイレン音+音声放送)</td><td> 【吹鳴】(休止)【吹鳴】 【5秒】(6秒)【5秒】 ×2回</td></tr><tr><td>〔警戒レベル4〕 避難指示(緊急) (サイレン音+音声放送)</td><td> 【吹鳴】(休止)【吹鳴】(休止)【吹鳴】 【3秒】(2秒)【3秒】(2秒)【3秒】 ×2回</td></tr></table>	内容	サイレン等パターン	〔警戒レベル3〕 避難準備・高齢者等避難開始 (チャイム音+音声放送)	「上り4音チャイム」×2回 (音声放送後は「下り4音チャイム」×1回)	〔警戒レベル4〕 避難勧告 (サイレン音+音声放送)	【吹鳴】(休止)【吹鳴】 【5秒】(6秒)【5秒】 ×2回	〔警戒レベル4〕 避難指示(緊急) (サイレン音+音声放送)	【吹鳴】(休止)【吹鳴】(休止)【吹鳴】 【3秒】(2秒)【3秒】(2秒)【3秒】 ×2回	のパターンは以下のとおりとします。なお、音声伝達文例は、別途定めます。 ＜避難情報のチャイム及びサイレンパターン＞ <table><tr><th>内容</th><th>サイレン等パターン</th></tr><tr><td>〔警戒レベル3〕 高齢者等避難 (チャイム音+音声放送)</td><td>「上り4音チャイム」×2回 (音声放送後は「下り4音チャイム」×1回)</td></tr><tr><td>〔警戒レベル4〕 避難指示 (サイレン音+音声放送)</td><td> 【吹鳴】(休止)【吹鳴】 【5秒】(6秒)【5秒】 ×2回</td></tr><tr><td>〔警戒レベル5〕 緊急安全確保 (サイレン音+音声放送)</td><td> 【吹鳴】(休止)【吹鳴】(休止)【吹鳴】 【3秒】(2秒)【3秒】(2秒)【3秒】 ×2回</td></tr></table>	内容	サイレン等パターン	〔警戒レベル3〕 高齢者等避難 (チャイム音+音声放送)	「上り4音チャイム」×2回 (音声放送後は「下り4音チャイム」×1回)	〔警戒レベル4〕 避難指示 (サイレン音+音声放送)	【吹鳴】(休止)【吹鳴】 【5秒】(6秒)【5秒】 ×2回	〔警戒レベル5〕 緊急安全確保 (サイレン音+音声放送)	【吹鳴】(休止)【吹鳴】(休止)【吹鳴】 【3秒】(2秒)【3秒】(2秒)【3秒】 ×2回
内容	サイレン等パターン																			
〔警戒レベル3〕 避難準備・高齢者等避難開始 (チャイム音+音声放送)	「上り4音チャイム」×2回 (音声放送後は「下り4音チャイム」×1回)																			
〔警戒レベル4〕 避難勧告 (サイレン音+音声放送)	【吹鳴】(休止)【吹鳴】 【5秒】(6秒)【5秒】 ×2回																			
〔警戒レベル4〕 避難指示(緊急) (サイレン音+音声放送)	【吹鳴】(休止)【吹鳴】(休止)【吹鳴】 【3秒】(2秒)【3秒】(2秒)【3秒】 ×2回																			
内容	サイレン等パターン																			
〔警戒レベル3〕 高齢者等避難 (チャイム音+音声放送)	「上り4音チャイム」×2回 (音声放送後は「下り4音チャイム」×1回)																			
〔警戒レベル4〕 避難指示 (サイレン音+音声放送)	【吹鳴】(休止)【吹鳴】 【5秒】(6秒)【5秒】 ×2回																			
〔警戒レベル5〕 緊急安全確保 (サイレン音+音声放送)	【吹鳴】(休止)【吹鳴】(休止)【吹鳴】 【3秒】(2秒)【3秒】(2秒)【3秒】 ×2回																			

No.	頁	行	旧	新
			(6) 広報の伝達系統は、下図のとおりです。	(6) 広報の伝達系統は、下図のとおりです。
9	199	23	第28節 災害救助法の適用 (新設)	第28節 災害救助法の適用 <u>3 非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用</u> 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置したときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用が可能となったため、県知事と緊密に連携し、速やかに所定の手続きを行います。
10	202	10	第2章 自衛隊の災害派遣 第2節 派遣部隊の受入れ体制 1 派遣部隊の受入れ体制の確立（危機管理部）	第2章 自衛隊の災害派遣 第2節 派遣部隊の受入れ体制 1 派遣部隊の受入れ体制の確立（危機管理部）

No.	頁	行	旧	新
			(1) 派遣部隊の受入れ体制 (略) ア～オ (略) (新設) (2)(3) (略)	(1) 派遣部隊の受入れ体制 (略) ア～オ (略) <u>カ 新型コロナウイルス感染症対策のための適切な空間の確保</u> (2)(3) (略)